

2020年度 フットサル登録手続きについて

《チームへの登録手続き注意事項》

- * チームの登録責任者は、必ず JFAID を取得して下さい。既に取得済の方は、新たに取得する必要はありません。
- * 監督、コーチ、審判も、チームに登録する際には JFAID が必要です。
指導者や審判の資格を持っていない方が監督として登録する場合も、JFAID が必要です。
- * 選手の二重登録は認められていません。
選手は、1つのフットサルチームと、1つのサッカーチームに登録することができます。
他チームに登録している、または登録していたことがある選手を、「新規選手」として登録しないで下さい。
- * チームへ新たに登録する選手の選手登録番号が不明な場合でも、Web 登録画面上で必要事項を入力し、選手登録番号を検索することができます。2014 年度以降、登録していたことがあるのに検索結果が出てこない場合は、静岡県サッカー協会でもより詳しく検索することができます。
(SFA 書式有)
- * 選手番号は固定(永久)番号です。移籍をする選手には選手登録番号を本人へ伝えて下さい。
- * 「チーム登録責任者代理」の登録をお願いします。2019 年度も、チーム登録責任者のみ登録されていた場合で、その方が異動や病気で不在となったため、チーム関連の申請ができなくなってしまった、というケースがありました。不測の事態に備え、登録責任者を常に複数名体制(主担当1名+副担当1~2名)にしておくようお願いします。登録責任者と、代理の方が手続きできる申請の範囲は全く同じで、代理の方ができる申請に制限はありません。ただし、システム上、登録責任者代理の登録は必須となっておりますので、代理を登録していない状態でも、申請・承認は可能です。
- * チーム登録担当者複数名体制時の注意点:「支払選択」は、申請したご本人が行って下さい。
①登録責任者が申請手続を行った申請の「支払選択」を、登録責任者代理の方が押下
②登録責任者代理の方が申請手続を行った申請の「支払選択」を登録責任者の方が押下して支払手続を進めることはできませんので、ご注意ください。
そういったケースが発生してしまった場合は、静岡県サッカー協会までご連絡下さい。
- * 2月12日(水)から2月29日(土)は、2019/2020 年度の重複期間となります。
この期間中、2020 年度の継続申請を途中保存または申請の実行すると、2019 年度の申請は一切できなくなります。よって、2019 年度の大会出場が全て終わり、新しい登録責任者を変更する等、2019 年度の申請手続をする必要がなくなってから、2020 年度の申請をして下さい。
- * チーム連絡先を登録される際、マンション・アパート・ビル名や、部屋の号室を省略して入力されているケースが散見されます。JFA からの発送物は、ヤマト運輸のDM便を使っての発送となるため、これらを省略して入力されると、機関誌等がきちんと届かない場合がありますので、省略せずに入力をお願いします。

《国籍入力》

FIFA の規則により、国籍区分の記入が義務化されています。そのため、国籍区分を入力し、「外国籍」を選択した場合は、続けて「国籍」を入力して下さい。また、外国籍選手として登録する場合、別途、提出していただく書類があります。

2020 年度より、今まで書類の提出が免除されていた第4種チームに所属の外国籍選手も、書類の提出が必要となります。

《登録料》

種別	チーム登録料						個人登録料(×登録人数)					JFA 機関誌購読料	監督登録料
	JFA	静岡県	日本F連盟	東海F連盟	静岡県F連盟	チーム登録料 合計	JFA	静岡県	日本F連盟	静岡県F連盟	個人登録料 合計		
フットサル第1種 (リーグ/フットサル連盟)	3,000円	2,000円	2,000円	1,000円	1,000円	9,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	6,000円	5,000円	2,000円
フットサル第1種 (その他フットサル1種)	3,000円	2,000円	なし	なし	なし	5,000円	1,000円	1,000円	なし	なし	2,000円	5,000円	2,000円
フットサル第2種(U-18) (フットサル連盟)	2,000円	2,000円	2,000円	なし	なし	6,000円	700円	なし	2,000円	なし	700円	5,000円	2,000円
フットサル第2種(U-18) (その他フットサル2種)	2,000円	2,000円	なし	なし	なし	4,000円	700円	なし	なし	なし	700円	5,000円	2,000円
フットサル第3種(U-15) (フットサル連盟)	2,000円	2,000円	2,000円	なし	なし	6,000円	500円	なし	2,000円	なし	500円	5,000円	2,000円
フットサル第3種(U-15) (その他フットサル3種)	2,000円	2,000円	なし	なし	なし	4,000円	500円	なし	なし	なし	500円	5,000円	2,000円
フットサル第4種(U-12) (フットサル連盟)	2,000円	2,000円	2,000円	なし	なし	6,000円	500円	なし	2,000円	なし	500円	5,000円	2,000円
フットサル第4種(U-12) (その他フットサル4種)	2,000円	2,000円	なし	なし	なし	4,000円	500円	なし	なし	なし	500円	5,000円	2,000円

※①フットサル第1種の静岡県F連盟の個人登録料について：年度内の県内移籍の場合は免除。

※②U-18以下の日本F連盟個人登録料について：2020年度は免除（それ以降は確定していない）

※③監督登録料について：2018年度より、チーム登録時にJFAの公認指導者ライセンス保持者がチーム監督として登録される場合は免除。

【監督登録料免除の条件】

- 1) チーム年度初登録時に登録する監督が、JFAIDに保有資格の登録が完了している
- 2) 2020年1月末時点で有効な指導者ライセンスを保有している
- 3) チーム登録を申請するタイミングで、指導者ライセンスが完全失効していない

《電子登録証の導入》

電子選手証は、メニュー一覧の「選手写真の登録・修正」⇒「写真登録・登録証出力」から、選手顔写真のデータをアップロードすると、選手証(or 選手登録一覧)の印刷が可能です。

JFAIDを取得し、選手情報を紐付している選手は、選手自身のマイページからも顔写真登録が可能です。

フットサルの監督証は、JFAかりりースするKICKOFFアプリでのみ表示ができます。

電子登録証種類	PC (ブラウザ)	スマートフォン・タブレット (ブラウザ)	スマートフォン・タブレット (アプリ)
電子選手証	○	○	●
選手登録一覧	○	○	●
電子監督証 (サッカー)	○	○	●
電子監督証 (フットサル)	×	×	●
審判証	○	○	●
指導者ライセンス証	○	○	●

●Web登録対象手続き

《追加登録申請》

『継続登録申請』・『新規登録申請』後に、新たに選手をチームに登録するには、追加登録申請の手続きが必要です。

受付開始は年度初めの手続き後になります。Webにて申請後、静岡県サッカー協会にて申請内容の確認・承認が出来次第、メールがチーム登録責任者（代理含む）・チーム連絡先担当者へ送信されますので、KICKOFF にログインし、支払の手続きを行って下さい。支払が済み、システムで入金を確認できると、電子選手証が出力できるようになります。

追加登録申請の受付は、2021年2月26日（金）まで（支払は3月6日まで）となります。

《移籍選手追加登録申請》 ※移籍の場合も、登録料は必要です。

JFAのフットサル選手の登録と移籍に関する規則第21条に「アマチュア選手がアマチュア選手として移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは当該移籍を承諾しなければならない」と明文化されていることから、アマチュア選手は、自由に移籍することが可能です。

そのため、手続き方法が2つになります。

①移籍元チームの登録抹消がすでに完了している場合

手続きは、《追加登録申請》と同じです。

②他チームに登録中の選手を移籍させる場合

移籍先チームが『移籍選手追加登録申請』をすると、移籍元チームに『抹消依頼通知』が届きますので、『移籍選手抹消申請』をします。その後、移籍選手抹消申請の承認が完了すると、移籍選手追加申請が承認できるようになります。

この申請は、1名ずつの申請となりますのでご注意ください。また、既に抹消済の選手はこの申請は利用できません。通常の「追加登録申請」を利用して下さい。

《選手抹消申請・移籍選手抹消申請》

チームから選手を抹消する手続きができます。『移籍選手抹消申請』は、移籍先チームから『抹消依頼通知』が届いた場合のみ申請できます。

《チーム情報変更申請》

年度途中のチームに関する変更をする際に行ってください。

特に、住所が変わった場合、JFAからの送付物は、ヤマト運輸のDM便にて配送されるため、郵便局に住所変更届を提出しても転送されません。速やかに「チーム情報変更申請」で住所を変更して下さい。

また、監督の交代、コーチを追加等する場合も、こちらから申請できます。ただし、監督やコーチの情報変更は、自身でやってもらう必要があります。（JFAIDを持っているため）

※JFA公認のフットサルC級以上の指導者資格を持っている方は、監督・コーチ登録をすることによって、チーム指導リフレッシュポイント（4年間で20ポイント）が付与されます。

《選手情報変更申請》

年度途中で、選手の姓が変わったり、年度初めの手続きをした時の入力間違いに気づいたりした時などに、選手情報を修正できます。ただし、選手自身が既にJFAIDを取得し、フットサル選手としての紐づけを行っている場合は、選手自身がKICKOFFのマイページより変更をすることにより、チームの登録情報に反映されます。

●Web登録対象外手続き

◆選手登録関連書式（JFA書式）一覧

書式名	備考	添付書類	申請料
書式第1号 選手登録区分申請書		○	○ JFA 指定口座へ
書式第3-1号 ユニフォーム広告掲示申請書		○	○ 県協会指定口座へ
書式第3-2号 ユニフォーム広告掲示申請書 (クラブ用)			
書式第6号 国際移籍選手登録申請書		○	—
書式第7-1号 外国籍選手登録申請書 (18歳以上)		○	—
書式第7-2号 外国籍選手登録申請書 (18歳未満)		○	—
書式第7-3号 FIFAによる登録前審査依頼書	新設	○	—
書式第8-1号 外国籍選手登録申請書 (外国籍扱いしない選手) (18歳以上)		○	—
書式第8-2号 外国籍選手登録申請書 (外国籍扱いしない選手) (18歳未満)		○	—
書式第9-1号 国際移籍証明書発行申請書 (日本国内⇒海外チーム)		×	
書式第9-2号 国際移籍証明書発行申請書 (海外⇒日本国内チーム)		○	○ JFA 指定口座へ
書式第12号 クラブ申請書	Google フォームに 変更		—

《書式第1号 選手登録区分申請書》

▼登録区分「プロ」の選手が「アマチュア」に変更する場合に必要な手続きです。

- ・申請料 : 5,000円
- ・振込先 : 申請書に記載のJFA指定口座
- ・提出書類 : 選手登録区分申請書(書式第1号) ※振込明細写しを添付
- ・提出方法 : ①KICKOFFで申請時に、書類をアップロードする または、
②静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信
① ②のいずれかの方法で提出

《書式第3-1号、3-2号 ユニフォーム広告掲示申請書》

▼ユニフォームに広告を掲出する場合に必要です。申請にあたっては、日本サッカー協会の「ユニフォーム規程」を確認して下さい。承認されない場合もありますので、不明確なスポンサー等につきましては事前にご相談下さい。(特に2~4種の場合、業種が制限される場合があります。)また、内容についてはできる限り詳細を記入して下さい。

▼サイズの測り方は、縦の最長辺×横の最長辺=面積(長方形)です。

▼クラブ申請しているクラブで、所属の複数チームが同じ広告を掲示する際は書式3-2(クラブ用)を提出して下さい。

- ・申請料 : 1カ所につき、10,000円 + 消費税(1,000円)
- ・振込先 : 静岡県サッカー協会の登録用口座
- ・提出書類 : ユニフォーム広告掲示申請書(書式第3-1号)、(書式第3-2号・クラブ用)掲示する広告の内容(画像、写真、サンプル等)、振込明細書
- ・提出方法 : 静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

《書式第6号 国際移籍選手登録申請書》

▼前所属が海外チームの選手を、日本国内のチームへ移籍登録する際に使用

海外チームで登録していた選手は、まず国際移籍証明書発行申請書(書式第9-2号)を提出して下さい。

- ・提出書類 : ①国際移籍選手登録申請書(書式第6号)
②移籍元国協会発行の国際移籍証明書の写し
③外国籍選手の場合=在留カード(両面)、特別永住者証(両面)住民票、上陸許可証+査証のうち、いずれかの写し
日本国籍選手の場合=住民票の写し
④上記身分証に記載の氏名と異なる名前で登録することを希望する場合、希望する名前にて生活している実績を証明する書類(学生証、社員証等)の写し
- ・提出方法 : ①KICKOFFで申請時に、書類をアップロードする または、
②静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

《書式第7-1号、7-2号 外国籍選手登録申請書》

▼海外チームでフットサル選手として登録したことがない外国籍選手を登録する際、または国籍区分を登録/変更する際に使用

18歳以上の選手は「書式第7-1号」、18歳未満の選手は「書式第7-2号」を使用

- ・提出書類 : ①外国籍選手登録申請書(書式第7-1号・18歳以上)、(書式第7-2号・18歳未満)
②外国籍選手 : 在留カード(両面)、特別永住者証明書(両面)、住民票(国籍、在留資格の省略不可)、査証+入国許可証のうちいずれかの写し
③帰化選手の場合=戸籍謄本、官報、パスポートのうち、いずれかの写し
④上記身分証に記載の氏名と異なる名前で登録することを希望する場合、希望する名前にて生活している実績を証明する書類(学生証、社員証等)の写し
- ・手続注意 : 外国籍選手で初登録の18歳以上選手⇒宣誓書-1への署名が必要。
外国籍選手で初登録の18歳未満選手⇒宣誓書-2または宣誓書-3への署名と、保護者の同意書が必要。
2019年度まで提出が免除されていた、種別区分が「第4種」のチームに新たに登録する外国籍選手も、申請書が必要。
- ・提出方法 : ①KICKOFFで申請時に、書類をアップロードする または、
②静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

《書式第7-3号 FIFAによる登録前審査依頼書（18歳未満）》

▼FIFA規則の例外が適用されるか否か、登録前の審査をFIFAに依頼する際に使用

《FIFA規則の例外》は以下の3項目

- ・選手は、留学期間が1年未満の留学生である
- ・選手は、留学期間が1年以上の留学生で、1年以内に18歳になる
- ・選手は、難民である
- ・添付書類 : FIFAの指定する書類（申請書に記載あり）
- ・手続注意 : 登録前審査となるため、FIFA承認が得られてから、国内登録の手続きに進みます。FIFAが審査するため、提出いただく書類はFIFAの公用語で作成する必要があります。原本が日本語で作成されている書類は、その対訳も併せてご用意ください。申請をしてから回答を得るまでに2ヶ月程度要する場合があります。
- ・提出方法 : 本依頼書に、全ての提出書類を添えて、JFA宛に郵送
〒113-8311 東京都文京区本郷3-10-15
公益財団法人日本サッカー協会 法務・登録グループ宛

《書式第8-1号、8-2号 外国籍選手登録申請書（外国籍扱いしない選手）》

▼一定の条件を満たした外国籍選手を「外国籍扱いしない選手」として登録する際に使用
加盟チームで外国籍選手が3名登録されている場合、以下2つの条件を満たす1名の選手を外国籍扱いしない選手として登録可能

条件1：出生地が日本である

条件2：学校教育法第1条校に該当する小学校または中学校に在学中または卒業している

条件2'：学校教育法第1条校に該当する高等学校または大学を卒業している
※インターナショナルスクールや朝鮮学校等は学校教育法第1条校に含まれない場合がありますので、ご注意ください

- ・提出書類 : ①外国籍選手登録申請書（外国籍扱いしない選手）（書式第8-1号・18歳以上）、（書式第8-2号・18歳未満）
②在留カード（両面）、特別永住者証明書（両面）、住民票のうちいずれかの写し
③在学/卒業証明書
④18歳以上選手⇒宣誓書-1（外国籍選手で初登録の場合）、宣誓書-4
18歳未満選手⇒宣誓書-4、
⑤上記身分証に記載の氏名と異なる名前で登録することを希望する場合、希望する名前にて生活している実績を証明する書類（学生証、社員証等）の写し
- ・提出方法 : ①KICKOFFで申請時に、書類をアップロードする または、
②静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

《書式第9-1号、9-2号 国際移籍証明書発行申請書》

▼選手が、①チームに所属する選手が、日本から海外に移籍する場合、または、②チームが、海外から日本へ移籍する選手を獲得する場合に使用

- ・ 手続注意 : ①の場合、該当選手の登録抹消をすること
移籍する選手本人の同意を取り付けること
②の場合、日本国内チームへの登録手続きは、書式第6号を利用すること
- ・ 申請料 : ①の場合、不要
②の場合、10,000円 + 消費税(1,000円)
- ・ 振込先 : 申請書に記載のJFA指定口座
- ・ 提出書類 : ①の場合、国際移籍証明書発行申請書(書式第9-1号)
②の場合、国際移籍証明書発行申請書(書式第9-2号) ※振込明細写しを添付と、パスポートの顔写真のページの写し
- ・ 提出方法 : 申請書に記載のJFAのアドレス宛に、メールで送信または、郵送で送付(静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信しても可)

- ・ 提出方法 : 静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

《書式第12号 クラブ申請書(グーグルフォームに移行)》

▼次の4つの条件を満たしているチームが、クラブとして認可を受けるために使用

- 条件: ①同一都道府県サッカー協会に所属する登録チームで構成されていること
②同一競技のチームで構成されていること
(サッカーとフットサルにまたがる申請は認められない)
③異なる年代の複数のチームで構成されていること
④統一的な運営組織を持っていること

- ・ 提出方法 : グーグルフォームに情報を入力して申請して下さい。
https://docs.google.com/forms/d/19b18oIFd29IA71ZwaFRDO8OEgn7MnK4igdNAeW_Z1oY/

《申請料振込口座》

スルガ銀行 静岡南支店 普通預金 1698794
口座名義 一般財団法人静岡県サッカー協会 チーム選手登録

※ユニフォーム広告掲示申請料、(海外遠征申請料)は、上記へ振込。

※『選手区分登録申請料(5,000円)』、『国際移籍証明書発行申請料(10,000円+消費税)』は、申請書に記載のJFA指定口座へ振込。

JFAに振込時には、振込依頼人の前にチーム登録番号(7桁)を入力または記入すること。

《静岡県サッカー協会事務局 提出先》

【住所】〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-1-5 ^{こふくかん}5風来館5階

一般財団法人静岡県サッカー協会

【電話】054-266-5280 【FAX】054-266-5281

【メールアドレス】soccer-shizuoka054@dream.ocn.ne.jp (登録関係専用)

《JFA登録サービスデスク》

・KICKOFFの操作に関する質問は、JFA登録サービスデスクまでお問い合わせ下さい。

【電話】050-2018-1990（代表） ※最初の音声ガイダンスで〔1〕を選んで下さい。

【営業時間】1月6日～5月13日 = 平日：10：00～20：00 土曜：10：00～17：00
※祝日、5/2（土）および5/9（土）は除く
5月14日～12月25日 = 平日：10：00～18：00 ※祝日を除く

【お問い合わせフォーム一覧】KICKOFFに関して、よくある質問に対応した、お問い合わせフォームがあります。

例：JFA ID「ログイン不可/保有資格登録不可」問合せ専用フォーム

JFA ID「基本情報の修正依頼」専用フォーム（ご本人による情報修正が制限されている場合のみ）

指導者 退会申請 専用フォーム 等

<http://www.jfa.or.jp/info/inquiry/kickoff/2015/10/post-106.html>